

#### 新規・再開（有効期限が切れてから）申請

- 1 自立支援医療支給認定申請書（障害福祉課窓口にあります）
- 2 診断書（東京都の所定の様式）
- 3 医療保険の被保険者証の写し  
\* 国民健康保険、組回国保、後期高齢者医療加入の方は、加入者全員分  
\* 社会保険加入の方は、通院者の被保険者証
- 4 課税証明書または非課税証明書  
※確認のための同意書を提出すれば、税証明書の提出は不要の場合もあります。
- 5 生活保護受給の方は、生活保護受給証明書
- 6 自立支援医療受給者証（再開手続きの方）
- 7 印鑑
- 8 マイナンバーが確認できるもの  
※市で確認できる場合もあります。

#### 更新申請（有効期限の3か月前から手続きができます）

- 1 自立支援医療支給認定申請書（障害福祉課窓口にあります）
- 2 診断書（東京都の所定の様式） \* 2年に1度の提出
- 3 医療保険の被保険者証の写し  
\* 国民健康保険、組回国保、後期高齢者医療加入制度の方は、加入者全員分  
\* 社会保険加入の方は、通院者の被保険者証
- 4 課税証明書または非課税証明書  
※確認のための同意書を提出すれば、税証明書の提出は不要の場合もあります。
- 5 生活保護受給の方は、生活保護受給証明書
- 6 自立支援医療受給者証
- 7 印鑑
- 8 マイナンバーが確認できるもの  
※市で確認できる場合もあります。

#### 受給者証の有効期限は1年間です

自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期限は1年間で、受給者証は3か月前から更新の手続きができます。期限が近づきましたら、上記の必要書類をご用意のうえ、手続きをお願いいたします。

**上記は一般的な例をお示ししました。保険の種類等により**

**必要書類が異なりますので、詳しくは障害福祉課医療助成係**

**（TEL042-563-2111 内線 1126～1128）までお問い合わせください。**